

審議結果通知書

平成24年12月13日

農業基盤整備課長 様

三重県環境調整システム推進会議 部会長

平成24年11月1日付け農林水第13-74号で提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	高度利水機能確保基盤整備事業 出江地区
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理について・文化財について・動植物について・景観について
(2)調整の結果の内容	<ul style="list-style-type: none">・旧構造物については、撤去等の適正な処理を行うこと。・埋蔵文化財包蔵地が複数ある地区であるため、多気町教育委員会にも協議すること。・動植物について、メダカが確認されていることから、多自然型水路の設置や、工事前後のメダカの移動については、有識者や地元関係者と協議し意見を反映させること。また、水路に冬期・農閑期も水を残すなど、生物相の回復に配慮すること。・動植物について環境への配慮を行った事項については、事業後もモニタリング調査を行って評価することを検討されたい。・事業区域周辺において稀少植物であるスズサイコ等が確認されていることから、直接的な変化がないとしても、事業の実施に伴う影響について十分に配慮すること。・調整池等に転落防止柵等を設ける場合は、景観に調和した色彩を検討すること。
(3)備考	<p>土地の形質・形状変更に伴う届出について</p> <ul style="list-style-type: none">・土地の形質変更があるため、土壤汚染対策法で3000㎡を越える場合は事前に届出が必要なので留意すること。・事業区域が香肌峡県立自然公園内であることから、県立自然公園条例第26条第1項第6号に基づく土地の形状変更の届出を行うこと。